



茨城県報

第 497 号

令和 6 年 (2024年) 4 月 1 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 保健所長に交付決定を委任する補助金 (行政経営課) 1
- 大規模小売店舗の変更の届出 (中小企業課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (中小企業課) 3
- ふ化業者の登録 (畜産課) 4
- 有効期間の途中において新たな許可をする知事許可漁業の制限措置等の公示 (漁政課) 4
- 有効期間の途中において新たな許可をする知事許可漁業の許可の基準 (漁政課) 7
- 道路の区域の変更 (7 件) (道路維持課) 9
- 道路の供用の開始 (4 件) (道路維持課) 12

(病 院 局)

- 茨城県病院局会計規程の規定による伝票等の様式の一部改正 13

(公 安 委 員 会)

- 少年指導委員の委嘱 14

公 告

- 基本測量の実施 (2 件) (用地課) 14
- 公共測量の終了 (8 件) (用地課) 15
- 開発行為の工事完了 (2 件) (建築指導課) 16
- 落札者等の公示 (自転車競技事務所) 17
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (県税事務所) 17
- 落札者等の公示 (2 件) (医療大学) 18

規 程

(病 院 事 業 管 理 者)

- 茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程 19

告 示

茨城県告示第340号

茨城県事務委任規則 (昭和40年茨城県規則第16号) 別表第 2 第12 第72項の規定により保健所長に交付決定を委任する補助金は、次のとおりとする。

なお、令和 3 年 4 月 1 日茨城県告示第370号は廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 市町村献血推進事業費補助金
- 2 市町村骨髄ドナー助成費補助金

~~~~~

#### 茨城県告示第341号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 名称及び代表者氏名

株式会社ベルク

代表取締役 原島 一誠

- (2) 住所

埼玉県鶴ヶ島市脚折1646番

- 2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク古河諸川店

古河市諸川字愛宕前498-2 外

- (2) 変更しようとする事項

ア 駐車場の位置

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分

(変更後) 午前8時30分～翌午前0時30分 (一部午後9時)

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 2箇所

(変更後) 5箇所

- (3) 変更の年月日

ア 令和6年11月26日

イ、ウ 令和6年3月26日

- (4) 変更の理由

店舗運営計画変更のため

- 3 届出年月日

令和6年3月25日

- 4 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

## 茨城県告示第342号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から 1 月間縦覧に供する。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス下中山店  
筑西市下中山字西鶴334-1

## (2) 届出の概要

## ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出 (第 5 条第 1 項)  
令和 5 年 12 月 21 日

## イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 氏名又は名称     | 住 所                   | 代表者氏名 |
|------------|-----------------------|-------|
| 株式会社コスモス薬品 | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 | 横山 英昭 |

## ウ 大規模小売店舗の新設をする日

令和 6 年 8 月 16 日

## エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,365㎡

## オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 52台  
(イ) 駐輪場の収容台数 7台  
(ウ) 荷さばき施設の面積 21㎡  
(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 6.75㎡

## カ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(開店時刻) 午前 9 時  
(閉店時刻) 午後 10 時  
(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分～午後 10 時 30 分  
(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数  
3 箇所  
(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時～午後 9 時

## キ 届出年月日

令和 5 年 12 月 15 日

## 2 市町村の意見

| 事 項                          | 筑西市からの意見の概要                                                                                                                                                        |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ・周辺の地域の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 | ・事業等で出た廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理すること。<br>・事業を行う際には、騒音・振動・悪臭・粉じん（ほこり）・汚濁水・光害（照明等）の流出等に留意し、周辺の生活環境の保全に万全を期し、苦情が無いようにすること。<br>・屋外広告物を表示するときは、許可が必要となるため、留意すること。 |

| 理 由             |
|-----------------|
| ・地域住民の生活環境保持のため |

### 3 縦覧の場所

茨城県産業戦略部中小企業課

### 茨城県告示第343号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第4項の規定により公示する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

| 登録番号   | 登録年月日         | 氏名又は名称及び住所                         | ふ化場の名称及びその所在地                              |
|--------|---------------|------------------------------------|--------------------------------------------|
| た畜5-1号 | 令和6年<br>3月25日 | たまご&ファーマーズ<br>株式会社<br>石岡市三村2459番地3 | たまご&ファーマーズ<br>株式会社 千葉孵化場<br>千葉県東金市小野1641番地 |

### 茨城県告示第344号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、第1-1、第1-2及び第2の漁業については、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を、第3の漁業については、その許可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可をすべき期間を次のように定める。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

#### 第1-1 小型機船底びき網漁業

##### 1 制限措置

###### (1) 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）

###### (2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

###### (3) 船舶の総トン数

2トン以上5トン未満

## (4) 推進機関の馬力数

漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準 (昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号) 別表の規定による馬力数以下

## (5) 操業区域

漁業の許可及び取締り等に関する省令第 75 条第 2 項ただし書の農林水産大臣が指定する小型機船底びき網漁業、海域及び期間を定める件 (令和 2 年農林水産省告示第 2235 号) 第 2 の表の第 5 号の項の上欄に掲げる海域のうち次に掲げる区域を除いた茨城県海面とする。

ア 次の(ア)、(イ)及び(ウ)、(エ)の各 2 点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(イ)、(ウ)の 2 点を結んだ線とによって囲まれた海域

(ア) 北茨城市天妃山頂上 (天妃山に設置された三等三角点) から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(イ) (ア)から正東 3,000 メートルの点

(ウ) (エ)から正東 3,000 メートルの点

(エ) 北茨城市中郷町小野矢指 92 番 7 に設置した標識から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

イ 次の(オ)、(カ)及び(キ)、(ク)の各 2 点を結んだ線と最大高潮時海岸線に並行して(カ)、(キ)の 2 点を結んだ線とによって囲まれた海域

(オ) 高萩市花貫川河口中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(カ) (オ)から正東 3,000 メートルの点

(キ) (ク)から正東 3,000 メートルの点

(ク) 日立市川尻町小貝小貝国有林 256 ろ内に設置した標柱から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

ウ 次の(ケ)、(コ)、(サ)及び(シ)の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

(ケ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識

(コ) (ケ)から正東 3,000 メートルの点

(サ) (シ)から正東 3,000 メートルの点

(シ) 日立市日立港第 5 埠頭岸壁に設置した標識

エ 次の(ス)、(セ)、(ソ)、(タ)及び(チ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(ス) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

(セ) (ス)から正東 3,000 メートルの点

(ソ) (タ)から正東 3,000 メートルの点

(タ) 東茨城郡大洗町大洗岬灯台中心点から正東の線と最大高潮時海岸線との交点

オ 次の(チ)、(ツ)、(テ)、(ト)及び(ナ)の各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域

(チ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 12,000 メートルの点

(ツ) 日立市日立港第 2 埠頭岸壁に設置した標識から正東 15,000 メートルの点

(テ) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 10,000 メートルの点

(ト) ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東 7,000 メートルの点

## (6) 漁業時期

ア 総トン数 3 トン未満の船舶にあつては、11 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

イ 総トン数 3 トン以上 5 トン未満の船舶にあつては、12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## (7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第 1 - 2 小型機船底びき網漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
手繰第 3 種漁業 (貝まき漁業)
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
1 隻
- (3) 船舶の総トン数  
5 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数  
漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準 (昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号) 別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域  
茨共第 15 号共同漁業権の漁場区域
- (6) 漁業時期  
1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格  
操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

### 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

### 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第 2 固定式さし網漁業

### 1 制限措置

- (1) 漁業種類  
固定式さし網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数  
4 隻
- (3) 船舶の総トン数  
2 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数  
漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準 (昭和 57 年 7 月 6 日農林水産省告示第 1091 号) 別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域

茨共第 4 号・第 5 号共同漁業権の漁場区域

(6) 漁業時期

12月 1 日から翌年 9 月 30 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 3 潜水器漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

下表のとおり

| 漁業種類      | 操業区域                | 漁業時期                    | 許可をすべき漁業者の数 |
|-----------|---------------------|-------------------------|-------------|
| あわび潜水器漁業  | 第 1 種共同漁業権の漁場<br>区域 | 6 月 1 日から<br>9 月 30 日まで | 1 人         |
| うに潜水器漁業   |                     |                         | 1 人         |
| かき潜水器漁業   |                     |                         | 1 人         |
| いせえび潜水器漁業 |                     |                         | 4 人         |

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者で、かつ、操業区域に隣接する共同漁業権の漁業権者の同意を有する者

2 許可を申請すべき期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日まで

3 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和 9 年 10 月 31 日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 345 号

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という。）第 12 条第 5 項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第 1 項の規定により公示した船舶等の数を超え

る場合及び第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和 彦

#### 許可の基準

第1 その他の小型機船底びき網漁業（えび板びき網漁業）、手繰第3種漁業（貝まき漁業）、固定式さし網漁業

1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

#### 第2 潜水器漁業

1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を



定める。

- 6 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

#### 茨城県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 125号
- 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別     | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要 |
|--------------------------------------------|----------|--------------------|-------------|-----|
| つくば市田中五反田1751番1地先から<br>つくば市寺具字南台1092番2地先まで | (A)<br>旧 | 最大 55.2<br>最小 12.8 | 4,805       |     |
|                                            | (B)      | 最大 38.3<br>最小 7.1  |             |     |
| つくば市田中五反田1751番1地先から<br>つくば市寺具字南台1092番2地先まで | (A)<br>新 | 最大 55.2<br>最小 12.8 | 4,805       |     |
|                                            | (B)      | 最大 38.3<br>最小 7.1  |             |     |

#### 茨城県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 408号
- 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル      | 延 長<br>メートル | 摘 要 |
|--------------------------------------------|------|--------------------|-------------|-----|
| つくば市田中五反田1751番1地先から<br>つくば市寺具字南台1092番2地先まで | 旧    | 最大 38.3<br>最小 7.1  | 4,172       |     |
|                                            | 新    | 最大 55.2<br>最小 12.8 |             |     |

## 茨城県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 つくば野田線
- 3 道路の区域

| 区 間                                        | 旧新の別     | 敷地の幅員 |      | 延 長   | 摘 要    |
|--------------------------------------------|----------|-------|------|-------|--------|
|                                            |          | メートル  |      | メートル  |        |
| つくば市飯田字墓山256番2から<br>つくばみらい市紫峰ヶ丘一丁目101番まで   | (A)<br>旧 | 最大    | 49.0 | 3,613 |        |
|                                            |          | 最小    | 10.6 |       |        |
| つくば市みどりの中央216番地先から<br>つくばみらい市福岡工業団地273番8まで | (B)      | 最大    | 51.0 | 1,449 |        |
|                                            |          | 最小    | 27.0 |       |        |
| つくば市飯田字墓山256番2から<br>つくばみらい市紫峰ヶ丘一丁目101番まで   | (A)<br>新 | 最大    | 49.0 | 3,613 |        |
|                                            |          | 最小    | 10.6 |       |        |
| つくば市みどりの中央216番地先から<br>つくばみらい市福岡工業団地76番12まで | (B)      | 最大    | 51.0 | 2,339 | バイパス延伸 |
|                                            |          | 最小    | 27.0 |       |        |

## 茨城県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 取手つくば線
- 3 道路の区域

| 区 間                                           | 旧新の別     | 敷地の幅員 |      | 延 長   | 摘 要 |              |
|-----------------------------------------------|----------|-------|------|-------|-----|--------------|
|                                               |          | メートル  |      | メートル  |     |              |
| つくばみらい市福原字福原230番8から<br>つくばみらい市板橋字花田久保2651番5まで | (A)<br>旧 | 最大    | 37.0 | 2,645 |     |              |
|                                               |          | 最小    | 5.6  |       |     |              |
|                                               | (B)      | 最大    | 46.6 | 2,180 |     |              |
|                                               |          | 最小    | 17.7 |       |     |              |
|                                               | 新 (B)    | 最大    | 46.6 | 2,180 |     | 区域除外（一部旧道移管） |
|                                               |          | 最小    | 17.7 |       |     |              |

## 茨城県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 日立常陸太田線
- 道路の区域

| 区 間                                     | 旧新の別     | 敷地の幅員             | 延 長   | 摘 要           |
|-----------------------------------------|----------|-------------------|-------|---------------|
|                                         |          | メートル              | メートル  |               |
| 日立市国分町一丁目109番地先から<br>日立市鮎川町一丁目29番2地先まで  | (A)<br>旧 | 最大 50.8<br>最小 5.0 | 850   |               |
| 日立市西成沢町三丁目202番1地先から<br>日立市諏訪町三丁目21番地先まで | (B)      | 最大 11.9<br>最小 3.6 | 1,367 |               |
| 日立市国分町一丁目109番地先から<br>日立市鮎川町一丁目29番2地先まで  | (A)<br>新 | 最大 50.8<br>最小 5.0 | 850   | 区域除外、区域<br>追加 |
| 日立市鮎川町六丁目343番地先から<br>日立市諏訪町三丁目20番地先まで   | (C)      | 最大 34.9<br>最小 8.1 | 1,507 |               |

## 茨城県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 石岡田伏土浦線
- 道路の区域

| 区 間                                      | 旧新の別     | 敷地の幅員              | 延 長  | 摘 要   |
|------------------------------------------|----------|--------------------|------|-------|
|                                          |          | メートル               | メートル |       |
| 石岡市井関字関代3560番1地先から<br>石岡市井関字関代3561番2地先まで | (A)<br>旧 | 最大 40.6<br>最小 14.0 | 114  |       |
|                                          | (B)      | 最大 20.1<br>最小 10.8 | 54   |       |
|                                          | 新 (A)    | 最大 40.6<br>最小 14.0 | 114  | 迂回路撤去 |

## 茨城県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 道路の種類 県道
- 路線名 高岡藤代線
- 道路の区域

| 区 間                                           | 旧新の別     | 敷地の幅員              | 延 長   | 摘 要           |
|-----------------------------------------------|----------|--------------------|-------|---------------|
| つくばみらい市板橋字花田久保2651番5から<br>つくばみらい市福原字福原230番8まで | (A)<br>旧 | メートル               | メートル  |               |
|                                               |          | 最大 37.0<br>最小 5.6  | 2,645 |               |
|                                               | (B)      | 最大 46.6<br>最小 17.7 | 2,180 |               |
|                                               | 新 (B)    | 最大 46.6<br>最小 17.7 | 2,180 | 区域除外 (一部旧道移管) |

## 茨城県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 つくばみらい市福岡工業団地273番8から  
つくばみらい市福岡工業団地76番12まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月1日

## 茨城県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 日立常陸太田線
- 2 供用開始の区間 日立市鮎川町六丁目343番地先から  
日立市諏訪町三丁目20番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月1日

## 茨城県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 石岡田伏土浦線
- 2 供用開始の区間 石岡市井関字代田97番1地先から  
石岡市井関字関代3577番1地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月1日

茨城県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、令和6年4月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 飯岡石岡線
- 2 供用開始の区間 石岡市中津川字下ノ田15476番地先から  
石岡市石岡字三面寺下15549番2番地先まで  
石岡市石岡字三面寺下15597番地先から  
石岡市石岡字三面寺下15631番地先まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月1日

(病 院 局)

茨城県病院局告示第6号

平成18年4月1日茨城県病院局告示第4号で告示した茨城県病院局会計規程（平成18年4月1日茨城県病院事業管理規程第21号）の規定による伝票等の様式の一部を次のように改正する。

令和6年4月1日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

様式第88号を次のように改める。

様式第88号  
出納日報

| 様式<br>第88号  | 出 納 日 報       |          |                            |                |          |             |                               |         |     |         | 年 月 日 |     |
|-------------|---------------|----------|----------------------------|----------------|----------|-------------|-------------------------------|---------|-----|---------|-------|-----|
|             | ( )<br>病院事業会計 |          | 茨城県病院事業管理者<br>病院局企業出納員 殿   |                |          |             | 茨城県病院事業会計<br>出納取扱金融機関<br>銀行 店 |         |     |         |       |     |
| 所<br>属<br>店 | 前日までの<br>預金残高 | 本日受<br>円 | 区 分                        |                | 本日払<br>円 | 差引預金残高<br>円 | 小切手支払明細                       |         |     |         |       |     |
|             |               |          | 現金収入                       | 直接払            |          |             | 番号                            | 金額<br>円 | 番号  | 金額<br>円 |       |     |
|             |               |          |                            |                |          |             |                               |         |     |         | 証券収入  | 送金払 |
|             |               |          | 資金回送                       |                |          |             | 計                             |         | 計   |         | 計     |     |
|             |               |          | POSレジ用現金                   |                |          |             | 計                             |         | 計   |         | 計     |     |
| 円           |               | 計        |                            | 円              |          | 計           |                               | 計       |     |         |       |     |
| 総<br>括<br>店 | 前日までの<br>預金残高 | 本日受<br>円 | 区 分                        |                | 本日払<br>円 | 差引預金残高<br>円 | 預 金 明 細                       |         |     |         |       |     |
|             |               |          | 病<br>院<br>事<br>業<br>者<br>扱 | 本 庁            |          |             | 当 座                           | 普 通     | 通 知 | 定 期     |       |     |
|             |               |          |                            |                |          |             | 中央病院                          | 円       | 円   | 円       | 円     |     |
|             |               |          |                            |                |          |             | こころの医療<br>センター                | 円       | 円   | 円       | 円     |     |
|             |               |          |                            |                |          |             | こども病院                         | 円       | 円   | 円       | 円     |     |
|             |               |          | 企<br>業<br>出<br>納<br>員<br>扱 | 中央病院           |          |             | 円                             | 円       | 円   | 円       |       |     |
|             |               |          |                            | こころの医療<br>センター |          |             | 円                             | 円       | 円   | 円       |       |     |
| 計           | 円             | 円        |                            | 円              | 円        |             |                               |         |     |         |       |     |
| 円           |               | 計        |                            | 円              |          | 計           |                               | 計       |     |         |       |     |

(注) 所属店における差引預金残高の預金内訳は、企業出納員扱の預金明細欄に記入すること。

付 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第33号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県公安委員会委員長 本 間 源 基

| 氏 名     | 連 絡 先         |
|---------|---------------|
| 西 野 洋 一 | ひたちなか警察署生活安全課 |
| 小 玉 公 一 | 大子警察署刑事生活安全課  |
| 若 林 光 雄 | 日立警察署生活安全課    |
| 加 藤 静 雄 | 神栖警察署生活安全課    |
| 境 弘 孝   | 行方警察署生活安全課    |
| 鈴 木 幸 子 | 土浦警察署生活安全課    |
| 谷田部 正 孝 | 土浦警察署生活安全課    |
| 栗 原 利 一 | 石岡警察署生活安全課    |
| 大 山 孝 雄 | 筑西警察署生活安全課    |

公 告

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（空中写真撮影）
- 3 作業期間 令和6年4月1日から  
令和7年3月31日まで
- 4 作業地域 鹿嶋市、潮来市、稲敷市、神栖市、行方市

- 1 測量計画機関 国土交通省 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 3 作業期間 令和6年4月1日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

- 4 作業地域 石岡市、つくば市

◎公共測量の終了

茨城県報で公示した測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 5 条の規定に基づく「公共測量の実施」について、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 2 項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同条第 3 項の規定に基づき公示する。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 県報公示日 令和 5 年 6 月 15 日  
 2 測量計画機関 独立行政法人 水資源機構 利根川下流総合管理所  
 3 作業種類 公共測量 カラー空中写真 地上画素寸法 16cm  
 4 作業終了日 令和 6 年 3 月 11 日  
 5 作業地域 霞ヶ浦湖岸全域

- 1 県報公示日 令和 5 年 7 月 18 日  
 2 測量計画機関 桜川市  
 3 作業種類 公共測量 数値図化 (地図情報レベル 2500)  
 修正数値図化 (地図情報レベル 2500)  
 4 作業終了日 令和 6 年 3 月 15 日  
 5 作業地域 桜川市の一部地域  
 新規図化 : 25.06km<sup>2</sup>  
 修正数値図化 : 9.00km<sup>2</sup>

- 1 県報公示日 令和 5 年 11 月 24 日  
 2 測量計画機関 茨城県県西農林事務所  
 3 作業種類 公共測量 (水準測量及び地形補備測量)  
 4 作業終了日 令和 6 年 3 月 15 日  
 5 作業地域 結城郡八千代町若地内

- 1 県報公示日 令和 5 年 7 月 27 日  
 2 測量計画機関 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所  
 3 作業種類 3 級基準点測量  
 4 作業終了日 令和 5 年 8 月 16 日  
 5 作業地域 小美玉市柴高地内ほか

- 1 県報公示日 令和 5 年 12 月 7 日

- 2 測量計画機関 行方市  
3 作業種類 公共測量 デジタル撮影 地上画素寸法12cm  
4 作業終了日 令和6年3月21日  
5 作業地域 行方市全域



- 1 県報公示日 令和5年12月21日  
2 測量計画機関 ひたちなか市  
3 作業種類 公共測量  
デジタル航空写真 (地上画素寸法12.0cm) および写真地図 (地図情報レベル1000)  
4 作業終了日 令和6年3月6日  
5 作業地域 ひたちなか市全域



- 1 県報公示日 令和5年10月5日  
2 測量計画機関 茨城県県南農林事務所  
3 作業種類 公共測量 (基準点測量)  
4 作業終了日 令和6年3月20日  
5 作業地域 つくばみらい市寺畑地内  
つくばみらい市細代地内



- 1 県報公示日 令和5年12月21日  
2 測量計画機関 茨城県県南農林事務所  
3 作業種類 公共測量 (基準点測量)  
4 作業終了日 令和6年3月22日  
5 作業地域 つくば市小和田地内



●開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和6年4月1日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東茨城郡茨城町大字奥谷字上成沢1860番1、1868番、大字小堤字ガキ塚321番1、同番3、2205番  
2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡茨城町小幡北山2766番36  
社会福祉法人 梅の里  
理事長 高 裕 秀 彦





- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
稲敷市高田字千葉野3627番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
東京都中央区東日本橋二丁目15番4号  
株式会社ダイキアクシス・サステイナブル・パワー  
代表取締役 堀 淵 昭 洋

◎落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年4月1日

茨城県自転車競技事務所長 山 本 辰 夫

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
取手競輪場清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
茨城県自転車競技事務所 茨城県取手市白山6-2-8
- 3 落札者を決定した日  
令和6年3月18日(月)
- 4 落札者の指名及び住所  
シナネンアクシア株式会社 茨城支店 茨城県龍ケ崎市中根台4丁目10番地1
- 5 落札金額  
67,190,655円(消費税及び地方消費税を除く。単価契約を予定数量で比較。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年茨城県規則第98号)第4条第1項の規定に基づく公告を行った日  
令和6年2月5日(月)

◎軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、令和5年11月6日以降無効とする。

令和6年4月1日

茨城県常陸太田県税事務所長 松 本 満

| 用途  | 種類      | 記号及び番号                                        | 枚数 | 有効期間                       | 販売業者の所在地及び名称                                           |
|-----|---------|-----------------------------------------------|----|----------------------------|--------------------------------------------------------|
| 農業等 | 20リットル券 | E301095<br>E301097<br>E301100<br>～<br>E301105 | 8  | 令和5年4月1日<br>～<br>令和6年3月31日 | 北茨城市磯原町豊田209-1<br>セキショウカーライフ(株)<br>Dr. Drive<br>セルフ磯原店 |

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県立医療大学長 松 村 明

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立医療大学附属病院 医用画像情報システム (RIS・PACS) 用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立医療大学 事務局病院管理課 稲敷郡阿見町阿見4733
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 5 年 12 月 19 日 (火)
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
三菱HCキャピタル株式会社 茨城営業所 所長 高瀬 慎也 茨城県水戸市泉町三丁目 1 番 28 号
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
59,320,800円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年茨城県規則第 98 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく公告又は同規則第 5 条第 1 項の規定に基づく公示を行った日  
令和 5 年 11 月 9 日 (木)

## ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県立医療大学長 松 村 明

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県立医療大学附属病院 医療情報システム運用管理業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
県立医療大学 事務局病院管理課 稲敷郡阿見町阿見4733
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 6 年 2 月 19 日 (月)
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
NECフィールドディング株式会社 東関東支社茨城支店 支店長 牧田 英一郎 茨城県水戸市見和 3-575-3
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
71,280,000円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく公告又は同規則第 5 条第 1 項の規定に基づく公示を行った日

令和 6 年 1 月 9 日（火）

## 規 程

（病院事業管理者）

### 茨城県病院事業管理規程第 7 号

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

茨城県病院局会計規程の一部を改正する規程

茨城県病院局会計規程（平成 18 年茨城県病院事業管理規程第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 6 号中、「なお、茨城県立睡眠医療クリニックは、茨城県立こころの医療センターに属するものとする」を削除する。

第 20 条第 1 項中、「第 33 条の 2」を「第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項」に改める。

付 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）  
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)